

J:COMガス Supplied by 大阪ガス 個別約款  
(まとめトク料金コース)

2026年10月1日実施

JCOMマーケティング株式会社

# 目 次

1. 用語の定義 .....	1
2. 適用条件 .....	1
3. 料金 .....	1
4. 精算 .....	1
5. 解約等 .....	1
6. その他 .....	1
料金表 .....	2
付則 .....	6

## 1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「まとめトク料金コース」とは、J:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。

## 2. 適用条件

本個別約款は、当社との間でガスの需要場所において電気需給契約を締結し、その供給を受けているお客さまが、まとめトク料金コースを希望される場合に適用いたします。

## 3. 料金

当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又はJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。

## 4. 精算

2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5（2）において同じ。）までさかのぼって精算させていただきます。この場合の精算額は、J:COMガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（一般Sコース）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。

## 5. 解約等

- (1) 当社との間の電気需給契約を解約した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。この場合、まとめトク料金コースから一般Sコースへと契約種別の変更手続きを行っていただきます。なお、当社は、電気需給契約の契約状況を確認させていただく場合があります。
- (2) (1)に基づく契約種別の変更日は、当社が2に定める適用条件を満たさなくなったことを覚知して以降最初の定例検針日といたします。

## 6. その他

その他の事項については、J:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款を適用いたします。

# 料金表

## 料金表 I 基本料金等

### 第1表 ガス利用料

#### 1. 適用区分

料金表A ご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ご使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ご使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D ご使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E ご使用量が200立方メートルを超え、350立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F ご使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表G ご使用量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表H ご使用量が1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

#### 2. 料金表（まとめトク料金コース）

##### ① 料金表A

###### イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,262.70円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

###### ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	142.57円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

###### ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,319.50円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	139.73円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,550.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.12円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,964.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	130.98円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,268.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	124.46円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,272.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	124.45円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	4, 6 8 2. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 1. 6 3 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	7, 1 1 2. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 9. 2 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとにJ:COMガス Supplied by 大阪ガス 基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 延滞手数料 400 円 (税込 440 円)

## 付則

### 1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2022年4月1日から実施いたします。

(実施期日)

この改正規定は、2026年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年8月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年10月1日から実施します。

ただし、4の規定は、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日が2026年10月末日以前の場合、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日から2026年10月定例検針日までの期間の使用量に基づく料金に関しては、「一般Sコース」を「一般コース」に読み替えるものといたします。